

静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱

平成3年11月26日 管第537号

最終改正 令和3年9月21日 建経業第173号

第1 趣旨

この要綱は、静岡県（以下「県」という。）発注建設工事に係る建設生産システム合理化を図るため、「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日付け建設省建設経済局長通知）に定めるもののほか、県発注建設工事を施工するに当たり工事に携わる建設業者が講ずべき措置について定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請負人 県から直接建設工事を請け負った者をいう。
- (2) 注文者 工事が下請契約により施工される場合には、請負人のほかそれに続くすべての下請契約における注文者をいう。
- (3) 受注者 請負人からその工事の一部を請け負った者は勿論、それに続くすべての下請契約における受注者をいう。

第3 適正な契約の締結

注文者及び受注者は、工事の開始に先立ち、中央建設業審議会勧告に係る建設工事標準下請契約約款又は一般社団法人全国建設業協会制定に係る工事下請基本契約約款等により下請契約を締結するものとする。なお、請負人は、工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる場合において、静岡県建設工事執行規則第2条に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）が求めたときは、同規則第15条に定める下請負人通知書を、当該下請契約書の写しを添付のうえ、遅滞なく契約担当者に提出しなければならない。

第4 適正な施工体制の確立

請負人は、建設工事における適正な施工体制の確保を図るため、別に定める施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を確立するよう努めるものとする。

第5 建設業退職金共済制度への加入の促進等

請負人は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、当該工事に携わる建設業者の建設業退職金共済制度への加入の促進及び適正履行の確保に努めるものとする。この場合において、請負人以外の注文者は、加入の促進等が的確に行われるよう協力するものとする。

また、請負人は、請負代金額が100万円以上の工事について、掛金収納書を工事請負契約締結後1か月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後40日以内）に、契約担当者に提出しなければならない。

あわせて、請負人は、当該工事において請負人が購入した退職金共済証紙の受払簿の写し及び掛金充当実績総括表を、工事完成届の提出と同時に契約担当者に提出しなければならない。

第6 下請取引責任者の選任

請負人は、この要綱において請負人が遵守すべきものと規定された事項の適正な履行を図るため、下請取引責任者を選任しなければならない。

なお、請負人は、下請負人通知書を提出する場合には、当該通知書に係る工事に関し、別紙様式による下

請取引責任者通知書を併せて契約担当者に提出しなければならない。

第7 指導助言等

県は、県発注建設工事における建設生産システムの合理化を図るため必要があると認めた場合には、請負人に対し、資料の提出を求め、当該工事に係る事業場等の現地調査を実施し、必要に応じて指導助言を行い、又は是正措置を講ずるよう要請するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年11月26日から施行する。
- 2 静岡県発注建設工事にかかる元請下請関係適正化対策要綱（昭和59年1月18日付け管第505号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別紙様式 (用紙 日本産業規格A4縦型)

下 請 取 引 責 任 者 通 知 書

年 月 日

様

住 所
請負人 商号又は名称
氏 名

静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱第6に基づく下請取引責任者を下記の通り選任したので、通知します。

記

工 事 名
下請取引責任者職氏名